



SMTB年金ニュース

(平成26年10月22日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

代行保険料率算定基準の改正及び予定死亡率の改定に関するパブリックコメント手続きの開始

本日（平成26年10月22日）、標題に関してパブリックコメント手続き(*)が開始され、11月21日までの間、通知改正案に対する意見募集が行われております。

当該意見募集は、[平成26年10月17日付のパブリックコメント手続き同様](#)、第21回社会保障審議会年金部会（平成26年6月3日開催）において、財政の現況及び見通し（厚生年金本体の財政検証結果）が公表されたことに伴う対応に関するものです。

(*) <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140261&Mode=0>

I. 趣旨

財政の現況及び見通しが公表されたことに伴い、全ての厚生年金基金において免除保険料率を算定し直すこととなるため、当該免除保険料率の決定の基準となる代行保険料率の算定に係る取扱い等について所要の規定の整備を行うもの。

II. 改正対象の通知

- ① 『代行保険料率の算定に関する取扱いについて』 (平成7年3月30日年発第1510号)
- ② 『厚生年金基金の財政運営について』 (平成8年6月27日年発第3321号)

III. 改正案の概要

- ① 『代行保険料率の算定に関する取扱いについて』
 - ・ 解散計画または代行返上計画を作成した厚生年金基金は、財政の現況及び見通しが公表されたことに伴う代行保険料率の算定を不要とする。
 - ・ 代行保険料率の算定に用いる予定利率は年4.1%とする。（現行から変更無し）
 - ・ 「厚生年金基金財政運営基準」における予定死亡率が改定されることに伴い、代行保険料率の算定に用いる予定死亡率が変更される。
 - ・ 5年前の財政の現況及び見通し公表時に設けられた「代行保険料率の算定に係る経過措置(※)」は今回設定されていない。

(※) 過去期間代行給付現価が最低責任準備金を上回っている場合に、平成22年3月分の免除保険料率の基準となる代行保険料率に基づき免除保険料率を決定することができる。

② 『厚生年金基金の財政運営について』

- ・ 「厚生年金基金財政運営基準」における予定死亡率を改定する。
- ・ 積立上限額の算定に使用する予定死亡率の掛け目を変更する（最低積立基準額を除く）。
（変更後）男子及び女子：0.72
（変更前）男子：0.9 女子：0.85
- ・ 財政計算において受給者等に使用する予定死亡率に乗じることができる掛け目の範囲を変更する。
（変更後）男子及び女子：0.72から1.0までの一定率
（変更前）男子：0.9から1.0までの一定率 女子：0.85から1.0までの一定率

IV. 適用時期

① 『代行保険料率の算定に関する取扱いについて』

平成27年4月以降の月分の免除保険料率の基準となる代行保険料率の算定から適用

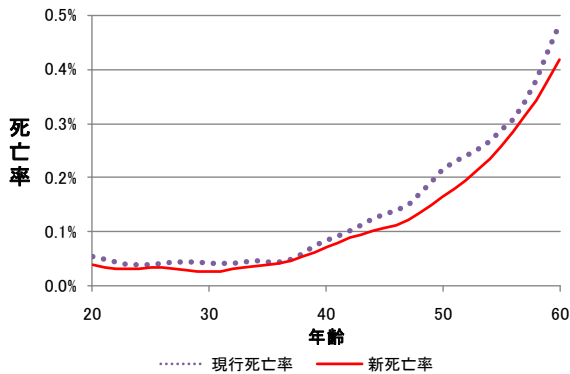
② 『厚生年金基金の財政運営について』

平成27年3月31日以降を基準日とする財政再計算から適用

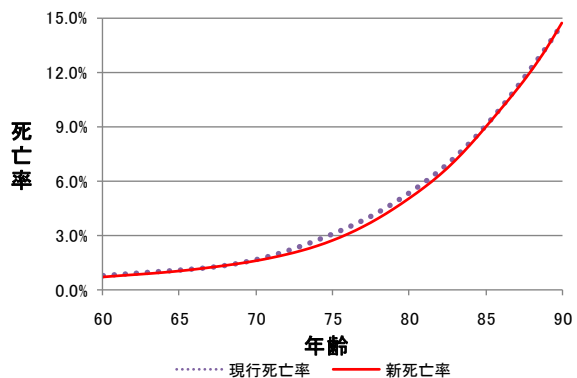
(参考) 予定死亡率改定の影響

新しい予定死亡率は、従前の予定死亡率と比較して若干ながら低下しています。そのため、死亡率変更を財政計算に反映する際には、標準掛金率や給付現価の増加要因となります。（図1～3参照）

(図1) 加入員・男子死亡率比較(20歳～60歳)



(図2) 受給者等・男子死亡率比較(60歳～90歳)



(図3) 男子(60歳)の場合の60歳支給開始年金現価率比較

	年金現価率(5.5%)		
	単純終身	15年保証終身	20年保証終身
①新予定死亡率(21回生命表基準)	12.6166	13.2741	13.7534
②現行予定死亡率(20回生命表基準)	12.5119	13.1936	13.7005
比率(①÷②)	100.8%	100.6%	100.4%
③旧予定死亡率(19回生命表基準) (ご参考)	12.3294	13.0943	13.6422
比率(②÷③) (ご参考)	101.5%	100.8%	100.4%

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595